

2. 自動車関係資料

2-1 自動車排出ガス規制強化の推移 (NOx)

(1台あたりのNOx排出量平均値の未規制を100とした時の比率：%)

自動車の種類	規制年	昭和47未規制	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成																						
			71	80	39	20	8	68	60	19	29	42	29	29	29	39	59	70	71	59	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14							
乗用車	ガソリン車 1)	100	71	39	20	8																																			
	ガソリン車 2)	100	71	39	27																																		3		
	ディーゼル車 3)	100	80			68		60																																	
	ディーゼル車 4)	100																																							
貨物車・バス	ガソリン・トラック	軽量車	100	71	59				32			19																													
		中量車	100	71	59				39			29																													
		重量車	100	70				59		42			29																												
	ディーゼル車	軽貨物車	100	71	59					39			29																												
		直接噴射式	100																																						
		重量車1	100																																						
		重量車2	100																																						
		重量車3	100																																						
		軽量車	100																																						
		中量車	100																																						

注：1) 等価慣性重量1t以下のもの
2) 重量を越えるもの
3) 車両重量1.265t以下のもの
4) 重量を越えるもの
5) 自動変速機付車
6) 自動変速機付車

《車両総重量の区分》
軽量車：1.7t以下
中量車：1.7t超、2.5t以下
重量車：2.5t超
重量車1は3.5t以下、重量車2は3.5t超、12t以下、重量車3は12t超
ただし、平成12年規制以降、ガソリン・LPG車の中量車及び重量車の車両総重量区分は、中量車については1.7t超3.5t以下、重量車については3.5t超となる。